

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第58号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年4月20日 08時11分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港八幡防波堤灯台から真方位133° 1,060m付近 (概位 北緯34° 30.43' 東経133° 40.41')
事故等調査の経過	平成27年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第八天竜丸 ^{てんりゅう} 、1,568トン 133744、東亜運輸株式会社 B 貨物船 第三豊邦丸 ^{とよくに} 、749トン 135137、豊益海漕株式会社、マルヨシ物産株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） 機関長A、三級海技士（機関） B 船長B、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部のブルワーク及びハンドレールに破損 B 右舷船首部のハンドレールに曲損及び折損
事故等の経過	A船は、船長A、機関長Aほか9人が乗り組み、船長Aが操船指揮をとり、機関長Aを機関操作に、操舵手を手動操舵にそれぞれつけ、水島港玉島地区の‘南方に面した岸壁’（以下「本件岸壁」という。）の前面水域に向けて減速しながら同港内を北東進した。 船長Aは、本件岸壁の前面水域で左回頭して右舷着けするつもりでいたところ、着岸予定場所の西側に、左舷着けで着岸しているB船を視認し、B船の船首から約100m沖で左舷錨を投入して左回頭を始め、機関を全速力後進に入れ、続いて機関を中立としてB船に接近した。 船長Aは、前部スプリング及びヘッドラインを本件岸壁に取ったが、A船の行きあしを止めることができなかったため、機関長Aに半速力後進を指示した。 A船は、機関長Aが船長Aの指示を微速力前進と思い、機関を微速力前進としたので、左回頭を続けながらB船に接近した。 A船は、異変に気付いた船長Aが急いで半速力後進、続いて全速力後進を指示し、機関長Aが同操作を行ったが、平成27年4月20日08時11分ごろ、行きあしが残った状態で、船首が西方に向いたA

	<p>船の右舷船首部がB船の右舷船首部に衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか4人が乗り組み、08時00分ごろから本件岸壁に左舷着けで着岸中、A船が衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 西流約0.5ノット</p>
その他の事項	<p>本事故時、A船の船首には3人、船尾には3人が配置されていた。</p> <p>機関長Aは、船長Aの指示に対して復唱しなかった。</p> <p>船長Aは、本事故時、機関長Aの復唱及び機関が半速力後進になったことを確認しなかった。</p> <p>本事故時、船長Bは操舵室にいた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、水島港玉島地区の本件岸壁において着岸操船中、機関操作を行っていた機関長Aが、船長Aの半速力後進の指示を微速力前進と思い、船長Aの指示を復唱せずに機関を微速力前進に入れ、また、船長Aが機関長Aの復唱及び機関が半速力後進になったことを確認しなかったことから、本件岸壁に着岸中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、水島港玉島地区の本件岸壁に左舷着けで着岸中、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、水島港玉島地区の本件岸壁において、A船が着岸操船中、B船が着岸中、機関操作を行っていた機関長Aが、船長Aの指示を微速力前進と思い、船長Aの指示を復唱せずに機関を微速力前進に入れ、また、船長Aが機関長Aの復唱及び機関が半速力後進になったことを確認しなかったため、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関を操作する者は、指示の復唱を確実に言い、船長は、指示の復唱と操船が的確に行われているか確認すること。 ・ 着岸操船を行う場合、岸壁や着岸船舶との距離を十分にとること。